

| | | |
|------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 1-1-34 | 事故報告書 | 22 |
| 1-1-35 | 環境対策 | 22 |
| 1-1-36 | 文化財の保護 | 24 |
| 1-1-37 | 交通安全管理 | 24 |
| 1-1-38 | 諸法令の遵守 | 27 |
| 1-1-39 | 官公庁への手続き等 | 29 |
| 1-1-40 | 施工時期及び施工時間の変更 | 30 |
| 1-1-41 | 工事測量 | 30 |
| 1-1-42 | 提出書類 | 30 |
| 1-1-43 | 天災及びその他の不可抗力による損害 | 31 |
| 1-1-44 | 特許権等 | 31 |
| 1-1-45 | 保険の付保及び事故の補償 | 32 |
| 1-1-46 | 法定外の労災保険の付保 | 32 |
| 1-1-47 | 社内検査 | 32 |
| 1-1-48 | 臨機の措置 | 33 |
| 1-1-49 | 道産資材の優先使用 | 33 |
| 1-1-50 | 環境物品等の使用 | 33 |
| 1-1-51 | 季節労働者等の雇用 | 33 |
| 1-1-52 | 技能士の積極的活用 | 33 |
| 1-1-53 | 起終点杭又は竣功杭の設置 | 34 |
| 1-1-54 | 工事特性・創意工夫・社会性等 | 34 |
| 1-1-55 | 特定外来生物（植物）について | 34 |
| 1-1-56 | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 | 36 |
| 1-1-57 | 病害虫の感染予防対策 | 36 |
| 1-1-58 | 口蹄疫等侵入防止対策 | 36 |
| 1-1-59 | 三者技術検討会の対象となる請負工事 | 37 |
| 1-1-60 | 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類減量化） | 38 |
| 1-1-61 | ワンデーレスポンス | 39 |
| 1-1-62 | 情報化施工技術の活用について | 39 |
| 第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係 | | 40 |
| 1-2-1 | 現場環境改善について | 40 |
| 1-2-2 | 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について | 41 |
| 1-2-3 | 地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について | 41 |
| 1-2-4 | 1日未満で完了する作業の積算について | 42 |
| 1-2-5 | 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について | 42 |
| 1-2-6 | 面工事の積算方法等に関する試行について | 42 |
| 1-2-7 | 工事における週休2日の取得に要する試行について | 43 |
| 1-2-8 | 熱中症対策に関する試行について | 44 |
| 1-2-9 | 快適トイレの導入に関する試行について | 45 |

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 別添－1 | 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法 | 48 |
| 別添－2 | 請負工事社内検査実施結果一覧表 | 49 |
| 別添－3 | 工事施工協議簿 | 50 |
| 別添－4 | 排ガス対策型建設機械を使用できない理由書 | 51 |
| 別添－5 | 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書 | 52 |
| 別添－6 | 特定外来生物（植物）について | 53 |
| 別添－7 | 特定外来生物防除従事者証交付願 | 54 |
| 別添－8 | 特定外来生物防除従事者証 | 55 |
| 別添－9 | 現場環境改善実施報告一覧表 | 56 |
| 別添－10 | 現場環境改善実施状況報告書 | 57 |

結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の減量化を図るものである。

- (2) 工事書類の作成及び提出は、北海道ホームページに掲載している「農業土木工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/koujisyoruiigenryouka_190201.htm)

2 工事書類の事前協議

- (1) 「農業土木工事関係書類一覧表」に基づき、工事着手前に工事監督員と協議すること。なお、協議結果に変更が生じた場合または記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。
- (2) 前項において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

1-1-61 ワンデーレスポンス

受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに工事施工協議簿若しくは電子メール文にて監督職員へ報告すること。

また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。

1-1-62 情報化施工技術の活用について

情報化施工技術を活用した施工を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づくことができるものとする。

ただし、情報化施工技術を活用した施工に必要な費用について、施工承諾により行う場合は、設計変更の対象としない。

第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係

1-2-1 現場環境改善について

受注者は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善により、現場環境改善を図るものとする。

1 現場環境改善の実施内容

- (1) 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施しなければならない。ただし、地域連携の「① 農家等との調整」は必須内容とする。
- (2) 地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容の変更を可能とするが、詳細については、工事監督員と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、以下の示す内容において具体的な実施内容、実施時期を施工計画書に記載し、工事監督員と協議を行うものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時まで別に定める「現場環境改善実施報告一覧表」（別添-9）及び「現場環境改善実施状況報告書」（別添-10）により、現場環境改善の実施が分かる写真等を工事監督員に提出する。

2 実施する内容

| 計上項目 | 実施する内容 |
|-------|--|
| 仮設備関係 | ① 用水・電力等の供給設備の充実 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | ① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働者宿舎の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | ① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ④ 情報通信環境整備 |
| 地域連携 | ① 農家等との調整 【必須内容】 ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献 |

1-2-2 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- 1 本要領は地域内から調達している砂利等の建設資材について、遠隔地から調達せざるを得ない場合の輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うものである。
- 2 設計変更の対象となる項目は、通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材（生コンクリート、アスファルト合材、石材等）の購入及び輸送費等の調達に要する費用、建設機械の調達に要する費用、通常、特定の所在地から調達する仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の輸送費等の調達に要する費用及び器資材（橋梁ベント、橋梁架設用タワー等）、暗渠排水疎水材の購入及び輸送費等の調達に要する費用。

なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各（総合）振興局にて通常の工事積算で使用している基準とする。

3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- (1) 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に工事監督員と協議するものとする。
- (2) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

1-2-3 地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本要領は「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事实施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更を行うものである。
- 2 設計変更の対象となる実績変更対象費は以下のとおり。

営 繕 費：宿泊費、借上費、労働者送迎費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用

3 地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (2) 受注者は、当初契約締結後、前条により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、実施計画書（様式1）の提出は必要のないものとする。その場合、その後に実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。
- (3) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明できる金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (4) 発注者は、最終設計変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (5) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- (6) 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。

1-2-4 1日未満で完了する作業の積算について

- 1 本要領は工事において1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、実際の費用と発注者の積算に乖離が認められた場合、乖離を解消するため設計変更を行うものである。
- 2 1日未満で完了する作業の積算について
 - (1) 対象となる施工パッケージ等を使用して積算する変更積算にのみ適用する。
 - (2) 施工実施にあたり1日未満で完了する作業量の作業が見込まれる場合に本要領を用いて積算するものとする。
 - (3) 施工前に受注者から当該積算の適用について申し出があった作業を対象に、施工実態を確認し受発注者間の協議によって、その施工方法が工事全体の工程上1日未満の施工にならざるを得なかったことを確認し、適用の可否を判断する。また、受注者が提出する本要領に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用を示す資料（契約書、請求書等））によって通常の積算方法との2割以上乖離が確認できない場合は適用しない。
 - (4) 同一作業員の作業が、他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には当該積算は通用しない。

1-2-5 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について

- 1 本試行は施工箇所が点在する工事について、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生することを踏まえ、施工箇所の点在範囲が1kmを超えるごとに共通仮設費及び現場管理費の補正を行うものである。
- 2 「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途工事監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。

調査票は、工事終了後速やかに工事監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約等を提示するものとする。

1-2-6 面工事の積算方法等に関する試行について

- 1 本試行は工種区分「ほ場整備工事」または「農用地造成工事」の運搬費に係る共通仮設費率の補正を行うものである。
- 2 「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途工事監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。

調査票は、工事終了後速やかに工事監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約等を提示するものとする。

1-2-7 工事における週休2日の取得に要する試行について

- 1 本試行は休日確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費及び市場単価の補正を行うものである。
- 2 週休2日とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。

※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- 3 工事における週休2日の取得に要する設計変更について

- (1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※4}を作成し工事監督員へ提出すること。
- (2) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※5}や余裕ある工期期間は除く。）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。
- (3) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※6}すること。
- (4) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※7}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。

※4：実施計画書は、別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※5：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

※6：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合においては、別記様式1によることもできる。

※7：報告を受けた工事旬報または別記様式1による。なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

- (5) 週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費及び市場単価の補正を行うものとする。

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4休8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

(6) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費及び市場単価を補正し請負代金を変更する。

なお、4週6休に満たないもの又は工事着手前に受注者が週休2日の取組を希望しないものについては、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

4 留意事項について

(1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。

(2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前^{※8}まで実施状況^{※9}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。

(4) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。

※8：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※9：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1実施欄によるものとする。

5 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

1-2-8 熱中症対策に関する試行について

1 本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日：日最高気温が30℃以上の日^{※1}をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

※1：新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応により、日最高気温を28℃以上の日として読み替えて運用すること。

(2) 工期：工事の始期^{※2}から工事の終期^{※3}までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※2：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日

※3：工事の完成日

(3) 真夏日率：以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日}^{\text{※4}} \div \text{工期}$$

※4：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない

3 熱中症対策に資する現場管理費率の設計変更について

(1) 第1回打合せ時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正の適用について、受発注間で協議するものとし、適用を希望した場合は、計測期間等を協議し、受注者は施工計画書へ気温の計

測方法を記載するものとする。

なお、適用を希望しない場合は、受注者は施工計画書へ気温の計測方法の記載は不要とし、設計変更は行わない。

- (2) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

- (3) 受注者は、工事監督員へ計測結果を工事完成日の20日前までに提出することとし、工事監督員は計測方法及び計測結果を確認する。

- (4) 発注者は計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

1-2-9 快適トイレの導入に関する試行について

- 1 本試行は建設産業の入職促進や就労継続等に向けた現場環境(快適トイレ)の整備について、必要な費用の設計変更を行うものである。

2 快適トイレの設置について

- (1) 標準仕様と付属品を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
(2) 当該施設の設置はリース品を対象とする。ただし、付属品については購入品も対象とする。

3 快適トイレの仕様と付属品について

快適トイレとは、次の(1)及び(2)の各項目を全て満たすものとする。なお、(3)については、備えていればより快適になるので設置について検討すること。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- 1) 洋式便座
- 2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- 3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
- 4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
- 5) 照明設備(電源がなくても良いもの)
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- 1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 2) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 3) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- 4) 鏡付きの洗面台
- 5) 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様・付属品

- 1) 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- 2) 擬音装置

- 3) 着替え台
 - 4) 臭気対策機能の多重化
 - 5) 窓などの室内温度の調整が可能な設備
 - 6) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
- 4 快適トイレの導入に関する試行について
- (1) 第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、受発注間で協議するものとし、設置を希望する場合は、施工計画書へ記載するものとする。
 - (2) 受注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。
 - (3) 発注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の確認を行い、必要に応じて設計変更を行うものとする。
- 5 留意事項について
- (1) 試行工事の対象は女性を配置する工事に限定するものではない。
 - (2) 男性または女性が現場にいない場合は、男女別の設置は不要とする。
 - (3) 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書を提出する時に工事監督員と協議し決定すること。
 - (4) 設置に要する費用については、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額^{※1}」を共通仮設費（営繕費積上分）^{※2}に設計変更にて計上する。
※1：実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来品）を除いた額
※2：建築工事にあつては、共通仮設費（工事施設費）に積上げるものとする
 - (5) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率に含まれるものとする。

※ 関連通知文

| 項番 | 通知文 | 通知日 |
|-------|----------------------------------|------------------------|
| 1-2-1 | 工事における現場環境改善費の積算要領について | R02.09.24 事調第 827 号通知 |
| | 工事における現場環境改善費の積算要領の運用について | R03.07.07 事務連絡 |
| 1-2-2 | 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について | R03.10.12 事調第 608 号通知 |
| 1-2-3 | 地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について | R03.10.12 事調第 609 号通知 |
| 1-2-4 | 1日未満で完了する作業の積算について | R03.10.12 事調第 610 号通知 |
| 1-2-5 | 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について | H25.04.08 事調第 60 号通知 |
| | | H29.12.19 事調第 849 号改正 |
| | | H30.12.21 事調第 889 号改正 |
| | | R02.12.23 事調第 1210 号改正 |
| | 施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について | H25.04.08 事調第 61 号通知 |
| | | H29.12.19 事調第 850 号改正 |
| | | R02.12.23 事調第 1211 号改正 |
| | | |
| 1-2-6 | 面工事の積算方法等に関する試行について | H26.01.10 事調第 863 号通知 |
| 1-2-7 | 工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について | H30.10.12 事調第 676 号通知 |
| | | R02.04.13 事調第 95 号改正 |
| | | R02.11.25 事調第 1088 号改正 |
| | | R03.10.12 事調第 613 号改正 |
| 1-2-8 | 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について | R01.10.11 事調第 800 号通知 |
| | 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について | R02.07.17 事調第 566 号通知 |
| 1-2-9 | 快適トイレの導入に関する試行について | R03.10.12 事調第 611 号通知 |

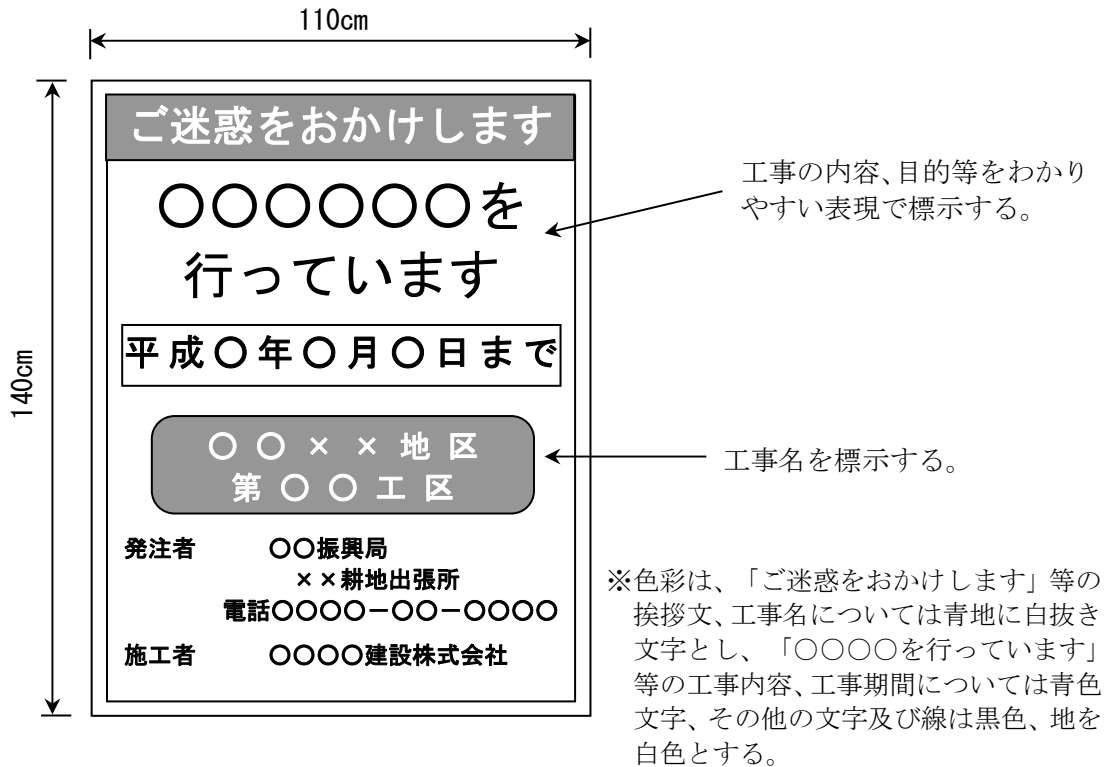
※ 関連通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm>)

別添一 1 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法

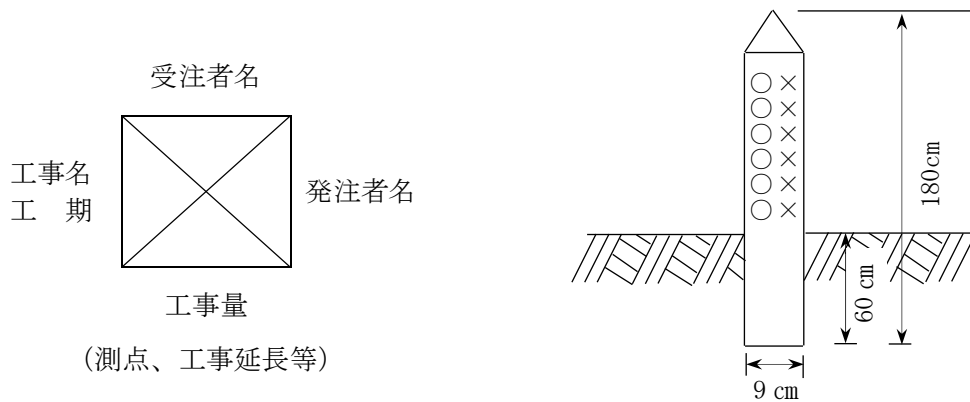
1 工事標識および起終点杭・竣功杭は見通しが良く、損傷を受けることのない場所に設置し、工期等に変更があった場合は、直ちに修正すること。なお、面工事の場合、起終点杭を省略することができる。

2 工事標識



3 起終点杭・竣功杭

色彩は、文字を黒、地は白地とする。



※ほ場整備、農地造成工事等の面工事については設置の必要はない。